自然災害により被災された方へ

（自然災害とは、豪雨、洪水、暴風、地震、豪雪その他異常な自然現象による被害）

令和8年度 木づかい促進事業

被災した住宅の建替えや修繕、店舗等の修繕に日田材又は日田家具ポイントを支給します

※日田家具ポイントとは日田市内で製造された家具と交換できるポイントです。 ⇨ 家具は裏面へ

○支給対象となる建物

自然災害により被災された方の、

①住宅の建替え・修繕又は店舗等の修繕

（異なる建物で店舗等の営業を再開する場合を含む）

②住宅に付属する同一敷地内の被災した倉庫、車庫、塀等の建替や修繕(最大 20 万円)

○支給条件（主なもの）

・木材使用量のおおむね 80%以上が日田材であること
・年度内の完成確認が可能なこと（建替えについては上棟等）
・日田市内の業者が施工すること
（必ず請負契約を締結すること。自ら施工するものは対象外です。）
・施工場所が日田市内であること
・修繕は 5 万円以上日田材を使うこと

その他条件がありますので詳しくは下記事務局へ事前にお問い合わせください

○補助の内容

建替え：最大 45 万円分の日田材 または 日田家具ポイントを支給
修　繕：最大 20 万円分の日田材 または 日田家具ポイントを支給

※既に建替え・修繕工事を終えた方で支給の条件を満たしている場合は、日田家具ポイントの支給のみとなります。（日田材の支給はできません。）

○申請書類

申請書・建築契約書・工事見積書・設計図・木材使用明細書・付近見取図
建築確認済証（※1）、着工前写真（修繕のみ）・り災証明書

（※1）令和 7 年 4 月から大規模な修繕も建築確認必要となりました

自然災害により被災された方へ

大雨等により住宅等が被害を受け、修繕を余儀なくされた被災者に対しまして、本制度に基づき、生活再建のため優先的に支給いたします。

※「市税の滞納のない証明書」「上下水道の納入証明書」は必要ありません。
※ 過去に本制度を利用した住宅等も申請することができます。

＜申請先・お問合わせ＞
顔の見える日田材の家づくり等推進協議会 事務局 （日田木材協同組合内）
日田市大字東有田字新山 2776-6 (ｳｯﾄﾞｺﾝﾋﾞﾅｰﾄ内) TEL 24－2167

令和8年度

木づかい促進事業

日田家具カタログ

青柳インテリア株式会社

株式会社アサヒ

ベストリビング株式会社

日東木工株式会社

Life design shop Areas

ヤハタ木工有限会社

家具工房　木正舎

詳しくはこちら

Hita Furniture Catalogue







日田市

顔の見える日田材の家づくり等推進協議会